



# 鳥取県公報

平成 22 年 1 月 29 日 (金)  
第 8 1 6 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	液化石油ガス販売事業者の認定 (39) (消防チーム) . . . . . 2	2
	生活保護法による介護機関の指定 (40) (福祉保健課) . . . . . 2	2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (41) (〃) . . . . . 3	3
	鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則による病院の指定 (42) (医療政策課) . . . 3	3
	種畜証明書の交付 (43) (畜産課) . . . . . 4	4
	保安林の指定の解除 (44) (森林・林業総室) . . . . . 5	5
	指定居宅サービス事業者の廃止 (45) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6	6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (46) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 6	6
◇ 教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (3) (教育総務課) . . . . 6	6
◇ 公安告示	道路交通法による指定講習機関の指定 (1) (運転免許課) . . . . . 8	8
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住宅政策課) . . . . . 8	8

# 告 示

## 鳥取県告示第39号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、法第88条第2項の規定により告示する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
株式会社 J A いなば燃料センター	鳥取市湖山町東五丁目261	代表取締役 小林 功

## 鳥取県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取大 学前	鳥取市湖山町北一丁目427-1	訪問介護	平成21年12月1日
株式会社ぼやーじゅ	東伯郡湯梨浜町大字水下162-1	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁目555	通所介護	平成22年1月1日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	小規模多機能型居宅介護木守舎	鳥取市行徳二丁目429	小規模多機能型居宅介護	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンターもみじ庵	鳥取市松原594-2	介護予防通所介護	平成21年12月1日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター鳥取大 学前	鳥取市湖山町北一丁目427-1	介護予防訪問介護	〃
株式会社ぼや	東伯郡湯梨浜	宅老所きなん	鳥取市湖山町	介護予防通所	平成22年1月

一じゅ	町大字水下162 - 1	せ	西二丁目555	介護	1日
-----	-----------------	---	---------	----	----

**鳥取県告示第41号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	平成20年2月29日
久米の郷さくら診療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光225	平成21年11月30日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	デイサービス木守舎	鳥取市行徳二丁目429	平成21年12月31日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	平成20年2月29日
久米の郷さくら診療所	倉吉市福光225	久米の郷さくら通所リハビリテーションセンター	倉吉市福光225	平成21年11月30日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	デイサービス木守舎	鳥取市行徳二丁目429	平成21年12月31日

**鳥取県告示第42号**

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成21年鳥取県規則第90号）第1条に規定する知事が指定する病院を次のとおり定める。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 県内の普通地方公共団体又は地方公共団体の組合が設立する病院

名 称	所 在 地
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150

鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3
鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目1
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397
日野病院	日野郡日野町野田332
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7

- 2 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、独立行政法人労働者健康福祉機構又は独立行政法人国立病院機構が設立する病院

名 称	所 在 地
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1

- 3 県内大学の医学部附属病院

名 称	所 在 地
国立大学法人鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1

- 4 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づく救急病院の認定を受けている病院（1、2及び3に掲げるものを除く。）

名 称	所 在 地
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1
医療法人仁厚会藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880
医療法人育成会高島病院	米子市西町6
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目1-46
医療法人元町病院	境港市上道町1895-1

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

#### 鳥取県告示第43号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書に次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種 畜 証 明 書 番 号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	血 統		等 級	飼 養 者 の 所 在 地 及 び 名 称
					父	母		
								東伯郡琴

平 21 鳥 取 県 1 第62号	菊楽1962	黒毛和種	平成19年 9月8日	鳥取県東 伯郡琴浦 町	美津照	ほこにじ 442	2級	浦町 独立行政 法人家畜 改良セン ター鳥取 牧場
平 21 鳥 取 県 1 第63号	合繁2051	〃	平成20年 7月21日	〃	百合茂	ふじかげ 1142	〃	〃
平 21 鳥 取 県 1 第64号	吉腕2063	〃	平成20年 8月10日	〃	安平吉	かみひら 1の1	1級	〃
平 21 鳥 取 県 1 第65号	吉秋2065	〃	平成20年 8月13日	〃	安平吉	ふじやす ふく	〃	〃
平 21 鳥 取 県 1 第66号	菊朝2067	〃	平成20年 8月14日	〃	美津照	もりひら	2級	〃
平 21 鳥 取 県 1 第67号	稔仲2080	〃	平成20年 9月9日	〃	福安照	みつやす ひら	1級	〃
平 21 鳥 取 県 1 第68号	速滝2083	〃	平成20年 9月11日	〃	糸安茂	ふじきた しげ	〃	〃
平 21 鳥 取 県 1 第69号	角温2086	〃	平成20年 9月17日	〃	八重福栄	みつてる ふく	〃	〃
平 21 鳥 取 県 1 第70号	臣後2088	〃	平成20年 9月24日	〃	安福2002	みつふく み	2級	〃
平 21 鳥 取 県 1 第71号	勝忠照	〃	平成20年 5月5日	〃	勝忠平	はるみ	1級	東伯郡琴 浦町 鳥取県農 林水産部 農林総合 研究所畜 産試験場
平 21 鳥 取 県 1 第72号	伯耆星	〃	平成20年 5月23日	鳥取県西 伯郡伯耆 町	茂勝栄	はなこ	〃	〃
平 21 鳥 取 県 1 第73号	白兔	〃	平成20年 10月6日	鳥取県鳥 取市	安福2002	はなえ	2級	〃

**鳥取県告示第44号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成22年 1 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市伏野字石山ノ鼻1988の4
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**鳥取県告示第45号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 1 月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社シグナス工業	手助け君本舗鳥取	鳥取市南栄町17-3	平成22年1月8日	福祉用具貸与

**鳥取県告示第46号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年 1 月29日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	ピアットあかり3	米子市皆生温泉一丁目1-58-210	短期入所	平成22年2月1日

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第3号**

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年1月29日から施行する。

平成22年1月29日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（自然））	第1次試験の得点及び順位	第1次試験の合格者発表日から1年間	教育委員会教育総務課	鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（自然））	第1次試験の得点及び順位	第1次試験の合格者発表日から1年間	教育委員会教育総務課
	第2次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに最終順位	最終合格者発表日から1年間			第2次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに最終順位	最終合格者発表日から1年間	
鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（地学））	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	合格者発表日から1年間	〃	鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（地学））	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	合格者発表日から1年間	〃
鳥取県職員採用候補者選考試験〔文化財主事〕	〃	〃	〃	鳥取県職員採用候補者選考試験〔文化財主事（任期付職員）〕	<u>試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位</u>	<u>合格者発表日から1年間</u>	〃

略				略			
鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課	鳥取県非常勤職員（奨学金納付勸奨専門員）採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課
教育委員会事務局スポーツ振興課非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	教育委員会スポーツ振興課				
略				略			

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定をしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月29日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 指定講習機関の名称等

名称及び住所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別
学校法人山陰中央自動車学校 鳥取県米子市両三柳3027-5	戸 田 忍	学校法人山陰中央自動車学校 鳥取県米子市両三柳3027-5	普通免許、二輪免許及び原付免許に係る取消処分者講習

2 指定年月日

平成22年1月18日

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成22年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治



- 
- |   |                     |             |
|---|---------------------|-------------|
| 1 | 建 築 士 の 氏 名         | 高田 昇昭       |
| 2 | 二級建築士又は木造建築士の別      | 二級建築士       |
| 3 | 登 録 番 号             | 第1153号      |
| 4 | 免 許 を 取 消 し た 年 月 日 | 平成22年 1月18日 |
| 5 | 取 消 し の 理 由         | 死亡          |